



鳥取県公報

平成 25 年 3 月 19 日 (火)
号外第 18 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（5）（任用課）・・・・・・・・・・ 2

人 事 委 員 会 規 則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月19日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第5号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち教諭及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち教諭及びこれに相当する職以上の職、<u>研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち室長補佐</u>及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護主任及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国が行った前年度の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認める<u>もの</u></p> <p>(3) かつて職員であった者又は国家公務員の職若しくは人事委員会を置く他の地方公共団体の職員の職に現に任用されている者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職又</p>	<p>(選考により採用する職)</p> <p>第19条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によるものとする。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1) 行政職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、公安職給料表の適用を受ける職員の職のうち課長及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち教諭及びこれに相当する職以上の職、教育職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち教諭及びこれに相当する職以上の職、<u>研究職給料表の適用を受ける職員の職のうち係長</u>及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち医長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち係長及びこれに相当する職以上の職、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち看護主任及びこれに相当する職以上の職並びに海事職給料表の適用を受ける職員の職のうち一等航海士及びこれに相当する職以上の職</p> <p>(2) 人事委員会を置く他の地方公共団体又は国が行った前年度の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と人事委員会が認める<u>職</u></p> <p>(3) かつて職員であった者又は国家公務員の職若しくは人事委員会を置く他の地方公共団体の職員の職に現に任用されている者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職又</p>

<p>は任用されている職と同等以下と人事委員会が認める<u>もの</u></p> <p>(4) 鳥取県内の市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員（以下「<u>県費負担事務職員</u>」という。）の職に現に任用されている者をもって補充しようとする<u>県費負担事務職員の職若しくは職員</u>（<u>県費負担事務職員を除く。以下本号中において同じ。</u>）の職又は職員の職に現に任用されている者をもって補充しようとする<u>県費負担事務職員の職で、その者が任用されている職と同等以下と人事委員会が認めるもの</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) <u>他の地方公共団体から派遣される者をもって補充しようとする職で、その者の派遣前の職と同等以下と人事委員会が認めるもの</u></p> <p>(8) <u>企業等に勤務した経験を有する者のうちから試験に準ずる方法により職務遂行の能力及び職務への適性を有すると人事委員会が認めた者をもって補充しようとする職</u></p> <p>(9) <u>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者をもって補充しようとする職</u></p> <p>(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>は任用されている職と同等以下と人事委員会が認める<u>職</u></p> <p>(4) 鳥取県内の市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する事務職員（以下「<u>県費負担事務職員</u>」という。）の職に現に任用されている者をもって補充しようとする<u>他の地方公共団体の県費負担事務職員の職若しくは職員</u>（<u>県費負担事務職員を除く。以下本号中において同じ。</u>）の職又は職員の職に現に任用されている者をもって補充しようとする<u>県費負担事務職員の職で、その者が任用されている職と同等以下と人事委員会が認める職</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部改正)
- 2 職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(採用選考の委任)</p> <p>第2条 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第19条第1項第4号及び<u>第10号</u>に掲げる職並びに同条第2項に規定する職のうち単純な労務に従事する職員の職への採用の選考については、各任命権者にその権限を委任する。</p>	<p>(採用選考の委任)</p> <p>第2条 職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第19条第1項第4号及び<u>第7号</u>に掲げる職並びに同条第2項に規定する職のうち単純な労務に従事する職員の職への採用の選考については、各任命権者にその権限を委任する。</p>